(<u>密線部分</u>は改正部分) ○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)[本則関係] 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

改 正 紫	型
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保
険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に関する法	険法の臨時特例等に関する法律
世	
<u> </u>	[整設]
第一章 総則 (第一条・第二条)	
第二章 雇用保険法の特例等	
第一節 基本手当の特例(第三条―第六条)	
第二節 雇用安定事業の特例等(第七条―第十七条)	
第三章 離職者等の支援に係る措置	
第一節 臨時職業訓練受講給付金(第十八条—第二十一条)	
第二節 生活保護法の要保護者に対する支援措置(第二十二条・	
無11十11(米)	
第四章 雑則 (第二十四条)	
<u> </u>	
<u>無一神</u> <u> </u>	[整設]

(顧加)

<u> 者等の支援に係る措置</u>を定めるものとする。め、雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号) の特例等<u>及び離職</u>止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るた第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防

第一節 基本手当の特例第二章 雇用保険法の特例等

(基本手当の日額の特例)

分の四十五」とあるのは「百分の六十五」とする。 と、同条第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十」と、「百分のは「百分の七十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の百」十六条の規定の適用については、同条第一項中「百分の五十」とあ資格者」という。) に対して支給される基本手当についての同法第条第一項に規定する受給資格者(以下この節において単に「受給節において「特例期間」という。) においては、雇用保険法第十五第三条 令和三年一月八日から政令で定める日までの間(以下この

号及び第二号中「百分の八十」とあるのは、「百分の百」とする。る雇用保険法第十九条第一項の規定の適用については、同項第一の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合における「前項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者が、失業

(顧加)

ものとする。め、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の特例等を定める止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るた第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防

[海設]

[整設]

(給付日数の延長に関する特例)

を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認め

阪法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職

ソザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保

エンザ等対策特別措置法第二条第三号に規定する新型インフルエ

会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフル

る者については、公共職業安定所長が、その地域における雇用機

「項の規定による基本手当の支給を受けることができるものを除
十四条の二第四項に規定する個別延長給付又は同法附則第五条第第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外のもの(同法第二の条において「受給資格者」という。)であって、同法第二十二条

第三条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者(以下こ

- 項に規定するものに限る。) 又は特定受給資格者であって、新型である場合 特定理由離職者 (雇用保険法第二十四条の二第一三 受給資格に係る離職の日が、緊急事態解除宣言がされた日後
- じ。) である者 三条第二項に規定する特定受給資格者をいう。同号において同 をいう。同号において同じ。) 又は特定受給資格者 (同法第二十 離職者 (雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者 事態解除宣言」という。) がされた日以前である場合 特定理由 神型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項に規定する 大ンフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項に規定する た日以前である場合 当該日において現に受給資格者である者 た日以前である場合 当該日において現に受給資格者である者 緊急事態宣言(次号において「緊急事態宣言」という。) がされ 特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等 新型コロナウイルス感染症について新型インフルエンザ等対策 資格をいう。次号及び第三号において同じ。) に係る離職の日が、
- → 受給資格 (雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給給することができる。について、同法の規定による所定給付日数を超えて基本手当を支(同法第十五条第二項に規定する失業の認定を受けた日に限る。)た場合においては、第三項の規定による期間内の失業している日

- 11号イに該当する受給資格者にあっては、三十日)を限度とするる日数は、六十日 (雇用保険法第二十三条第一項第二号イ又は第27 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給す等の影響」という。) により離職を余儀なくされた者(次条及び第五条第一項において「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響
- とする。
 ず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわら第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給
- 給付、特例延長給付、」と、「圕別延長給付又は」とあるのは「圓別付が」と、同条第二項中「個別延長給付、」とあるのは「個別延長と、「個別延長給付入」とあるのは「個別延長給付入は特例延長給の規定による基本手当の支給(以下「特例延長給付」という。)を「三年法律第五十四号。以下「臨時特例法」という。)第三条第一項とあるのは「個別延長給付又は新型コロナウイルス感染症等の影定の適用については、同法第二十八条第一項中「個別延長給付を」条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十九条の二の規集」項の規定の適用がある場合における雇用保険法第二十八

(賃金日額の計算の特例)

ては、当該月を深いた最後の六箇月間)」とする。 月として厚生労働省令で定める月に当たるものがある場合にあっで定める月までの間の月であつてその月の収入が著しく減少したは、「六箇月間 (最後の六箇月間のうちに、令和二年二月から政令条の規定の適用については、同条第一項中「六箇月間」とあるの手当の日額の算定に用いる賃金日額についての雇用保険法第十七第四条 特例期間においては、受給資格者に対して支給される基本

(基本手当の給付日数の特例等)

| 加えた期間とする。 | 第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に九十日をがある受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び|| 第五条|| 特例期間において基本手当の支給を受けることができる日 に臨時特例法第三条第一項」とする。
「並びに第五十九条第一項」とあるのは「、第五十九条第一項並びるのは「個別延長給付、特例延長給付」と、同法第七十九条の二中第三十二条第一項及び第三十三条第五項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付が」と、同法第二十九条第一項、延長給付、特例延長給付又は」と、「個別延長給付が」とあるのは

[海設]

第六条 前三条の規定の適用がある場合における雇用保険法の規定

別の定めをすることができる。

当の支給を受ける権利の行使を妨げることがないよう、政令で特

4 前頃に規定する受給資格者の受給期間については、その基本手

日一とする。

(政令への委任)

険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の

は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保

適用については、第三条第一項中「令和三年一月八日」とあるの

に基本手当の支給を受け終わったものについての前二条の規定の

政令で特別の定めをすることができる。 ○ 第一項に規定する受給資格者であって令和三年改正法施行日前

日(炊頃及び第二十条第二頃において「令和三年改正法施行日」と <u>いう。) 以後における日数が三百六十日を超えることがないよう、</u>

法律の一部を攻正する法律(今和三年法律第 号)の強行の

染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する

の場合における所定給付日数については、新型コロナウイルス感

らず、これらの規定による日数に九十日を加えた日数とする。こ

十二条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項の規定にかかわ

○ 前頃に規定する受給資格者の所定給付日数は、雇用保険法第二

1<

(雇用安定事業の特例)

用されるよう、周知を図るものとする。するものであることに鑑み、同項に規定する事業に係る制度が活り 政府は、前項の措置が労働者の生活及び雇用の一層の安定に資

よう、必要な措置を講ずるものとする。
期間に限る。)について当該労働者に支払う賃金の全額を助成する業主がその休業させている期間(同日から政令で定める日までの新型コロナウイルス感染症等の影響により労働者を休業させる事の理由により労働者を解雇した事業主を除く。以下この項におい働者の責めに帰すべき理由その他厚生労働省令で定める理由以外り労働者を休業させる事業主(令和三年一月八日以後において労影響(以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。)によ(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の

第二節 罹用女定事業の特例等

政令で定める。

(雇用安定事業の拡充)

| | 内技術的読替えその他この節の規定の適用に関し必要な事項は、

第七条 政府は、雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業

(雇用保険法による雇用安定事業の特例)

[犛穀]

[犛穀]

することができる。 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施被保険者(次条第一項において「被保険者」という。)に対して、の支払を受けることができなかった同法第四条第一項に規定するさせ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業第1人条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者

イルス感染症対応休業支援金を支給しなければならない。 資本金の額、常時雇用する労働者の数等を問わず、新型コロナウ 一日以後における休業について、同項の被保険者に係る事業主の 20 政府は、前項の事業を実施しようとするときは、令和二年四月

(被保険者でない労働者に対する給付金)

じて特別の給付金を支給することができる。 範囲内において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準ない労働者(厚生労働省令で定める者を除く。)に対して、予算の一部について賃金の支払を受けることができなかった被保険者でより事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又はの失業の予防を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者第九条、政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者

することができる。 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施 被保険者(次条第一項において「被保険者」という。)に対して、 の支払を受けることができなかった同法第四条第一項に規定する させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金 として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業 第四条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者

(被保険者でない労働者に対する給付金)

じて特別の給付金を支給することができる。 範囲内において、新型コロナウイルス感染症対応体業支援金に準ない労働者(厚生労働省令で定める者を除く。)に対して、予算の一部について賃金の支払を受けることができなかった被保険者でより事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又はの失業の予防を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者第五条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者

[楚戰]

- 支給しなければならない。 資本金の額、常時雇用する労働者の数等を問わず、当該給付金を月一日以後における休業について、同項の労働者に係る事業主の2 政府は、前項の給付金を支給しようとするときは、令和二年四
- 雇用保険法第七十六条第一頃、第七十七条、第七十七条の二、第 七十九条、第八十三条 (第一号、第二号及び第四号を徐く。)、第八 十五条(第一号を徐く。)及び第八十六条第一頃の規定は、 の規定による給付金の支給について準用する。この場合において、 同法第七十六条第一頃中「筬保簽者若しくは受給資格者、高年齢 受給資格者、特例受給資格者若しくは日曜受給資格者(以下「受給 資格者等」という。) 若しくは数信訓練給け対象者」とあるのは「彼 果後者でない労働者」と、「、若しくは」とあるのは「、又は」と、 「事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつ た団体」とあるのは「事業主」と、「この法律の施行」とあるのは 「衝型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用呆倹 失の臨時特別等及び難職者等の支援に係る措置に関する法律(令 和二年法律第五十四号。以下「臨時特例法」という。) 第九条第 頃の蜆宝による給け金の支給」と、同生第七十七条中「筬呆険者、 受給資格者等、数官訓練給け対象者又は未支給の失業等給付等」 とあるのは「臨時特別法第九条第一頃の給付金」と、「この法律の 施行」とあるのは「同頃の規定による給付金の支給」と、同法第七

雇用保険法第七十六条第一頃、第七十七条、第七十七条の二、第 \circ 七十九条、第八十三条(第一号、第二号及び第四号を徐く。)、第八 十五条(第一号を徐く。)及び第八十六条第一頃の規定は、 規定による給付金の支給について準用する。この場合において、 同生第七十六条第一項中「彼呆倹者若しくは受給資格者、高干齢 受給資格者、特例受給資格者若しくは日曜受給資格者(以下「受給 資格者等」という。) 若しくは数育訓練給け対象者」とあるのは「铍 **米倹者でない労働者」と、「、若しくは」とあるのは「、又は」と、** 「事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつ た団体」とあるのは「事業主」と、「この法律の施行」とあるのは 「茶型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険 |法の臨時特別等に関する法律(令和二年法律第五十四号。以下「臨 時特例法 」という。)

第五条第一頃の規定による給付金の支給」と、 同 生第七十七条中「彼呆簽者、受給資格者等、教育訓練給计対象者 又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特例法第五条第一 |頃の給付金| と、「この法律の施行」とあるのは「司頃の規定によ る給付金の支給」と、同法第七十七条の二第一項中「この法律の施 又は前条」とする。
じ。)」とあるのは「法人」と、「前三条」とあるのは「第八十三条(法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同例法<u>第九条第一項</u>の給付金」と、同法第八十六条第一項中「法人訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等」とあるのは「臨時特合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所」とあるのは「路保険者、受給資格者等、教育者訓練給付対象者」とあるのは「汝保険者でない労働保険事務組度による給付金の支給」と、「被保険者、受給資格者等若しくは教定による給付金の支給」と、「被保険者、受給資格者等若しくは教力、「の法律の施行」とあるのは「臨時特例法<u>第九条第一項</u>の規力条第一項の規定による給付金の支給」と、同法第七十九条第一

ことができない。 いう。) を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えるの給付金 (以下「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等」と第十条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の受給権の保護)

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止)

あるのは「第八十三条又は前条」とする。以下この頃において同じ。)」とあるのは「法人」と、「前三条」と第八十六条第一項中「法人(法人でない労働保険事務組合を含む。給付等」とあるのは「臨時特例法<u>第五条第一項</u>の給付金」と、同法保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等に団体の事務所」とあるのは「事業所」と、同法第八十五条中「被保険者でない労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であっ、政治資格者等若しくは教育訓練給付対象者」とあるのは「、又は」と、「臨時特例法<u>第五条第一項</u>の規定による給付金の支給」と、「被保支給」と、同法第七十九条第一項中「この法律の施行」とあるのは「臨時特例法<u>第五条第一項</u>の規定による給付金の

ことができない。 の給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押える第六条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の受給権の保護)

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止)

きない。 <u>業支援金等として支給を受けた金銭を標準として課することがで第十一条</u>租税その他の公課は、<u>新型コロナウイルス感染症対応休</u>

として課することができない。 支援金及び第五条第一項の給付金として支給を受けた金銭を標準第七条 租税その他の公課は、新型コロナウイルス感染症対応休業

(不利益取扱いの禁止等)

に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
| 支援金等の支給を受けようとしたことを理由として、当該労働者第十二条 | 事業主は、労働者が新型コロナウイルス感染症対応休業

働者の雇用の継続等に配慮するよう努めるものとする。 九号)その他の労働に関する法令を遵守しつつ、その雇用する労 極的に協力するとともに、労働基準法(昭和二十二年法律第四十の申請に協力する等この節の規定に基づき国が実施する措置に積 3 事業主は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給

る手続についての配慮) (新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の申請に係

ない。 その他当該申請に係る手続について必要な配慮をしなければなら請に関する書類に労働保険番号の記載を要しないものとすること 援金等の支給の申請が不当に妨げられることのないよう、当該申第十三条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症対応休業支 [海敦]

(助言、指導及び勧告) 第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定の施行に関し必 [海設] 要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告を することができる。 ☑ 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めると ころにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができ \mathcal{N}_{\circ} (公表) 第十五条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定に違反している [整設] 事業主に対し、前条第一項の勧告をした場合において、その勧告 を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表すること ができる。 (制度の周知徹底等) 第十六条 政府は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の [整設] 支給の申請の機会が確保されるよう、労働者及び事業主に対し、 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等に関する制度の周知 徹底を図るものとする。

☑ 事業主は、新型コロナウイルス感染症等の影響により労働者を

の提供をするよう努めるものとする。 コロナウイルス感染症対応休業支援金等に係る制度に関する情報部について賃金の支払をしないときは、当該労働者に対し、新型休業させる場合において、その休業させている期間の全部又は一

(解釈規定)

業であると解釈してはならない。
ことをもって、その休業が使用者の責めに帰すべき事由による休請に係る手続において事業主が労働者を休業させたことを認めたいては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給の申第十七条 雇用保険法その他の労働に関する法令の規定の適用につ

第三章 離職者等の支援に係る措置

第一節 臨時職業訓練受講給付金

(臨時職業訓練受講給付金の支給)

ける月について臨時職業訓練受講給付金を支給する。
下この節において同じ。)の支給を受ける者に対し、当該支給を受法律第四十七号)第七条第一項の職業訓練受講給付金をいう。以随等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年から政令で定める月分までの職業訓練受講給付金(職業訓練の実第十八条 国は、この法律の定めるところにより、令和三年一月分

[整設]

[犛蝦]

[辉設]

[犛蝦]

(臨時職業訓練受講給付金の額)

に相当する額とする。の職業訓練受講給付金(厚生労働省令で定める手当を除く。)の額第十九条 臨時職業訓練受講給付金の額は、一月につき、当該月分

(支払期月)

の職業訓練受講給付金の支払に併せて支払う。 第二十条 各月分の臨時職業訓練受講給付金は、それぞれ当該月分

後、速やかに支払うものとする。 保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行 ては、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用 施行日の属する月の前月分までの臨時職業訓練受講給付金につい 副団の規定にかかわらず、令和三年一月分から令和三年改正法

<u>の準用)</u> (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

訓練受講給付金について準用する。
する法律第八条から第十条まで及び第十四条の規定は、臨時職業第二十一条 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関

[整設]

[海毀]

[海設]

第二節 生活保護法の要保護者に対する支援措置

(保護の実施機関の責務)

保護法による保護を行うよう努めなければならない。
る調査の一層の簡素化及び合理化を図るとともに、積極的に生活者をいう。)の資産及び収入の状況の調査その他の要保護者に関すに規定する要保護者をいう。以下この節において同じ。)及び扶養条において同じ。)があったときは、要保護者(同法第六条第二項(同法第二十四条第一項に規定する保護の開始の申請をいう。次新型コロナウイルス感染症等の影響等に鑑み、保護の開始の申請団十四号)第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。)は、第二十二条 保護の実施機関(生活保護法(昭和二十五年法律第百

(国の支援措置)

短期の資金の融通その他の必要な支援を行わなければならない。 保護者が生計を維持することができるよう、当面の生活に必要な 要保護者が保護の開始の申請をするまでの間においても、当該要第二十三条 国は、新型コロナウイルス感染症等の影響等に鑑み、

(厚生労働省令への委任)

[整罚]

[整設]

[犛蝦]

[海設]

(厚生労働省令への委任)

- 1	1/
- 1	
- 1	

め必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第二十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のた 第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必 要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

改 正 案 宗 宗 第十四条の二 国庫は、今和二年度及び令和三年度における第六十 大条第一頃に規定する求職者給け、雇用継続給け及び職業訓練受 講給付金並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の 一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響 ロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時 特例等及び雑職者等の支援に係る措置に関する法律(令和二年法 津第五十四号)第七条第一頃に規定する新型コロナウイルス感染 底等の影響をいう。炊頃において同じ。) による経済情勢の変化及 び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある 場合には、前条第一項に規定する額のほか、予算で定めるところ により、その費用の一部を負担することができる。 国車は、合和二年度及び合和三年度における雇用安定事業(新 型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の **臨時特例等及び雑職者等の支援に除る措置に関する法律第八条第** <u>一頃</u>に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施す る第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる 事業(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施

用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、前条第一項ににおいて同じ。)による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇員号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。次項特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)第三条第一項第ロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響(新型コロキウイルス感染症等の影響(新型コス条第一項に規定する求職者給付、雇用継続給付及び職業訓練受策十四条の二 国庫は、令和二年度及び令和三年度に対ける第六十

圣

副

を負担することができる。

沪

影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定業及び同項第六号に掲げる事業(新型コロナウイルス感染症等の施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の関目性は、令和二年度及び令和三年度における雇用安定事業(新

規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部

ついて負担するものとする。 るか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額にの差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額とに要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。)に限る。)

の [盤]

ന [Ш上]

ところにより算定した額について負担するものとする。 主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定める基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による

めるものに限る。) に限る。) に要する費用のうち、当該雇用安定事

(傍線部分は改正部分)

改 正 紫	斯
老 副	A 目
(雇用勘定の積立金の特例等)	(雇用勘定の積立金の特例等)
	第二十条の三 [同十]
ひ・の [盤]	ი·ო [匠刊]
4 令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第	4 令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第
百三条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費(雇用保険法第	百三条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費(雇用保険法第
六十二条第一項第一号に掲げる事業及び <u>新型コロナウイルス感染</u>	六十二条第一項第一号に掲げる事業及び <u>新型コロナウイルス感染</u>
症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等及び離職者	症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法
等の支援に係る措置に関する法律(令和二年法律第五十四号)第	律(令和二年法律第五十四号)第四条の規定による事業に要する
八条第一項の規定による事業に要する費用に限る。) を支弁するた	費用に限る。) を支弁するために必要がある場合には、予算で定め
めに必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳	る金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。
入に繰り入れることができる。	
い~~ 〔盤〕	ら~~ (匠土)

○社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)〔抄〕〔附則第七条関係〕

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	职
別表第一 (第二条関係)	別表第一 (第二条関係)
~ 十6 十九	1~11十611十九 (區刊)
ニナのニナ人 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するた	ニナのニナ人 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するた
めの雇用保険法の臨時特例等及び離職者等の支援に係る措置に	めの雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五
関する法律 (令和二年法律第五十四号)	十旦中)
1 十 ~ 1 十 1 1 [1 十 ~ 1 十 1 1 [匝 土]